

施設園芸等燃料価格高騰対策茶セーフティネット構築事業の令和5事業年度実施に係る公募要領

1 公募事項

施設園芸等燃料価格高騰対策茶セーフティネット構築事業について、令和5事業年度の実施分の公募を以下のとおり、開始します。

- ① 本事業に取り組もうとする事業実施者（一般社団法人日本施設園芸協会（以下「協会」という。）の施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（以下「協会実施要領」という。）第2条に規定する事業実施者をいう。以下同じ。）は、協会実施要領第9条第1項の規定に基づき、事業実施者の事業実施計画を協会に提出して下さい。この場合、支援対象者（協会実施要領第7条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）の事業実施計画等について、事業実施者の業務方法書の規定に基づき審査し、事業の要件を満たしているものについて、事業実施者の事業実施計画と併せて協会に提出して下さい。
- ② 支援対象者は、以下のセーフティネット構築事業に取り組もうとする場合は、事業実施者に、事業実施計画等を提出して下さい。

2 事業の概要

(1) 目的

近年、茶加工時期に使用される燃料価格が高水準にあることにより、茶農家の継続的な経営が困難な状況となっている。今後とも茶農家が継続して営農できる環境を整えるとともに、中長期的な資源価格リスクへ備えるため、燃料価格の高水準による茶農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進める緊急対策が必要である。

このため、茶業を営む農業者と国の拠出により茶加工用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、茶業を営む農業者の経営の安定と茶の安定供給に資する。

(2) 事業内容

茶セーフティネット構築事業（協会実施要領第2章第3節に規定するもの）
農業者と国の拠出により資金を造成し、茶用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

3. 事業実施の手続き等について

(1) 公募期間

公募期間は、令和5年1月13日（金）から令和5年3月7日（火）までとします。

(2) 提出書類等について

- ① 事業実施者は、協会実施要領第9条第1項の規定に基づき、事業実施者の事業実施計画を作成し、管内の支援対象者の省エネルギー等対策推進計画、事業実施計画書等を付して協会に提出して下さい。
- ② 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画、事業実施計画については、事業実施者で審査が行われ、要件等を満たしその承認が得られることが確実であるもののみを受け付けます。
- ③ なお、具体的な提出資料については、「茶セーフティネット構築事業【事業実施者向け事務マニュアル】」を参照して下さい。
- ④ 上記の提出書類は、電子メールで提出して下さい。
メールアドレス：nenyu@jgha.com

(3) 提出期限等

- ① 県協議会から協会への提出期限：令和5年3月7日（火）17時までとします。
また、支援対象者から事業実施者への提出期限は、事業実施者から協会への提出期限に間に合うよう、事業実施者が適切に設定して下さい。
- ② 事業実施計画書等の提出及び公募に関する問い合わせ先
一般社団法人 日本施設園芸協会
担当者 小瀧（こたき） 電話03-3667-1631

なお、事業内容に関する問い合わせは、農林水産省農産局においても対応可能ですので、参考までに関係部局を記載します。

【茶セーフティネット構築事業の支援関係】

農林水産省農産局果樹・茶グループ 03-6744-2194

- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出に当たっての注意事項
 - ア 提出書類に使用する言語は日本語として下さい。
 - イ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読のうえ、注意して作成して下さい。
 - ウ 提出書類の差し替えは認められません。
 - エ 応募団体の要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、無効です。
 - オ 補助金交付対象者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

4 事業実施計画の審査について

(1) 審査方法

協会は、提出された支援対象者の事業実施計画については、協会に設置した審査委員会における審査を経て承認するものとします。

(2) 承認の通知等

協会は審査結果を踏まえ、事業実施者に対して事業実施者の事業実施計画の承認通知を発出するとともに、支援対象者の事業実施計画については事業実施者を經由して、承認の通知（不承認となった場合は不承認の旨）を行います。なお、承認通知の発出は、概ね3月中旬を予定しています。

5. 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守って頂く必要があります。

(1) 事業の推進等

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進、制度の周知徹底全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）等に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。

(3) フォローアップ

協会は、補助事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、必要に応じて、補助事業者に対し、審査委員会委員等による現地調査を行う。

補助事業者は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければならない。

(4) その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがある。